

# 住宅断熱性能向上リフォーム補助 始めます

環境保健係

募集期間 平成26年6月9日(月)～平成26年6月30日(月)

申請用紙及び詳しい資料は、役場町民課に用意しております。お問い合わせください。

町では、今年度から住宅断熱性能向上リフォーム補助を始めます。

「本年2月14日・15日の大雪やゲリラ豪雨など気象変化の要因は地球温暖化にある」と言う研究者もおります。地球温暖化防止は、我々にとって急務となっております。

そこで、地域産業の活性化と、省エネルギー及び地球温暖化防止への意識の高揚を図るため、町民の省エネルギーの取組みを積極的に支援し、「環境に配慮したやさしいまちづくり」を推進することを目的に、町民が町内の施工業者を利用して行う住宅の断熱性能向上リフォームに要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

この事業を利用して、住宅の断熱機能を高めることは、冬場の暖房による灯油・電気の消費を抑え、CO<sub>2</sub>の削減と限りある化石燃料の節約になります。また、この事業は、住宅用まきストーブの購入補助（農林係）と併せ、CO<sub>2</sub>削減に取り組む町の施策です。

交付の申請等は、次のとおりです。

## 補助対象者

(1)～(3)のすべてに該当する方が対象者です。

- (1) 立科町内に住所を有し、自己の居住する住宅（店舗、事務所その他これらに類する用途の部分に有する併用住宅にあっては、住宅部分に限るものとし、賃貸住宅は除きます。）に断熱性能向上リフォーム工事を行う者で、工事後も引き続きその住宅に居住する方
- (2) 町税のほか町納入金に滞納がない方
- (3) 補助金の交付を申請する日の属する年度の前年の所得が1,200万円以下である方



## 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、町内に本社・営業所等を有する法人、または町内に住所を有する個人事業主で、住宅に係る工事を業として行う者に発注する次のいずれかの改修工事に係る費用とします。ただし、国、県、町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費等が含まれるときは、これを除いた経費を補助対象経費とします。

- (1) 建築基準法第2条第1項第4号に規定する居室、または限定した居室部分の全ての外壁開口部において行われる次のいずれかの工事
  - ア 単板ガラスを複層ガラスに替える工事
  - イ 既存開口部の内側または外側に新たなサッシを設置することにより二重サッシとする工事
- (2) 住宅の全ての屋根、小屋裏または全ての居室の壁、床に断熱材（グラスウール、ロックウール、ポリスチレンフォーム、ウレタンフォームなどの断熱性能が認められる材料）を新たに設置する工事
- (3) その他、住宅の断熱性能が向上すると認められる改修工事

## 補助金率・補助限度額等

補助対象経費の4分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額）とします。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円とします。

## その他

交付申請が予算額（300万円）を超えた場合、交付決定は申請書受付日時順ではなく、抽選会を開き抽選とします。

※ 抽選会日時・場所（予定）

- (1) 日時 平成26年7月7日(月) 午後6時～
- (2) 場所 立科町役場 中会議室